

エルメス・ハンドバッグ事件

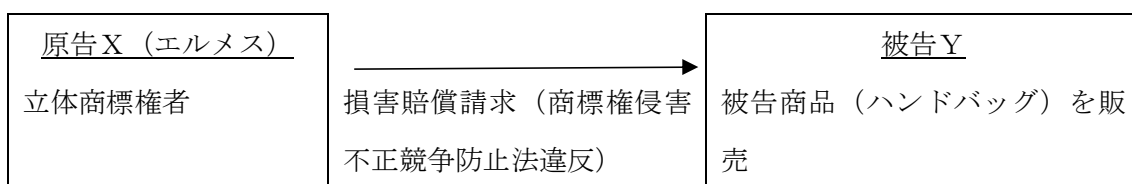
エルメス社のハンドバッグの立体商標の商標権侵害及び不正競争防止法違反事件において、エルメス社の蒙った消極的損害金（利益相当損害金）を限界利益により163万余円、積極的損害金（信用毀損による損害金）を100万円、弁護士費用相当損害金を26万円とした事例

東京地裁平三一（ワ）九九九七、エルメス・ハンドバッグ事件、令二・六・三判決

参照条文 商標法二条三項二号・三九条、特許法一〇五条一項、不正競争防止法四条・七条一項

事案の概要

本件は、商標登録第5438059号の商標権（本件商標権）の商標権者である原告X（エルメス アンテルナショナル）が、バッグや装身具等の販売を行っている法人である被告Yに対して、Yの販売していたハンドバッグ（被告商品）は、Xの周知著名な標章、商品等表示を使用しているとして、商標権侵害及び不正競争防止法違反を理由に損害の賠償を求めた事案である。



本件商標（商標登録第5438059号）

被告商品



判決の要旨

エ 被告商品等の販売に係る限界利益率

(ア) 仕入費用

被告は、被告商品はサンプル品であって仕入処理が行われておらず、購入した際の領収証等の資料もないと主張し、また、バーキンタイプのバッグの仕入れに関する資料は保管期間経過によって全て廃棄処分済みであるとして、これを提出していない。

被告は、バーキンタイプのバッグの仕入価格について、同程度の価格のハンドバッグの仕入価格が販売価格の55%程度であったから、バーキンタイプのバッグの仕入価格も同様であったと主張し、販売価格の55%の価格で仕入れを行った平成29年1月の取引の納品書(乙31)を提出するが、被告が平成22年に中国のハンドバッグ製造業者から100個単位で仕入れたと主張するバーキンタイプのバッグとは、仕入の時期、取引先、仕入数が異なり、どのような商品の仕入れであったかも明らかではないから、上記の納品書に係る取引は、バーキンタイプのバッグの仕入価格が販売価格の55%であったことを裏付けるものとはいえず、その他、被告が主張する仕入価格を裏付ける的確な証拠はない。

(イ) その他の経費

被告が、その他の経費として主張するバザーへの寄付金、梱包費用、送料については、具体的な支出の有無や額を裏付ける的確な資料はない。

(ウ) 限界利益率

このような被告の主張立証の状況を含めた弁論の全趣旨によれば、被告商品等の販売による被告の限界利益は、原告の主張するように、平均して販売価格の60%程度であったものと認めるのが相当である。

オ 被告が賠償すべき利益の額

以上によれば、対象期間中の被告商品等の販売によって、被告には、以下のとおり、少なくとも163万8468円の限界利益が発生したものと認めるのが相当であり、同額が、不競法5条2項により被告が賠償すべき損害額となる。

$$273万0780円 \times 60\% = 163万8468円$$

(2) 信用毀損による無形損害について

前記2及び前記(1)で検討したところからすれば、原告商品は、高級ブランドである原告を代表する高級バッグとして著名なものであり、そのほとんどが1個100万円を超える価格で販売される高級品であったところ、被告は、原告商品と類似する形態を持ちながら、原告商品には使用されない合成皮革等の安価な素材が使用された被告商品等を、原告商品と比べて著しい廉価の1個2万7300円程度で、平成22年8月から平成30年2月までの期間に少なくとも100個販売したものである。

したがって、被告商品等の販売という不正競争によって、原告は原告商品に係る信用を毀損されたものというべきであり、原告商品の形態と類似する外見のハンドバッグが被告以外の業者によっても販売されていること(乙1～17)といった被告の主張する事情を考慮しても、被告商品等の販売に係る、信用毀損による無形損害の額は100万円を下らないというべきである。

(3) 弁護士費用について

上記(1)及び(2)に照らし、被告の不正競争と相当因果関係のある弁護士費用は、26万円と認めるのが相当である。

解説

本件は立体商標の侵害事件です。立体商標の登録に関する裁判例は少数ながらありますが、その侵害に関する裁判例はおそらく初めてだと思います。類似判断において、被告は、原告の商標権にかかる商品は高級品であり、1個100万円程度で売られているが、被告商品は合成皮革品であって1個3万円程度で売られており、質感も原告の商品とは全く異なるから、両者間において誤認混同のおそれはないと主張しましたが、この種の主張は裁判所で認められません。損害額について、原告は、商標法38条2項により、被告の得た利益額を原告の蒙った損害額(利益相当損害金)と主張しました。そして、判決は、まず売上総額を273万780円と認定しました。これは売上総額ですから、ここから費用を控除しなくてはなりません。被告は、控除する費用として仕入れ費用、バザーへの寄付金、梱包費用、送料を主張しましたが、バザーへの寄付

金、梱包費用、送料については支出した事実も額も立証せず、仕入れ費用については販売価格の55%と主張するだけでその立証をしませんでした。そこで、判決は、販売価格の40%を費用として認め（特に根拠はなく、推測で認めたものです）、原告の限界利益は販売価格の60%であるとして、利益相当損害金を273万780円の60%にあたる163万8468円としました。それ以外に、高級ブランド品と酷似した粗悪品を廉価で販売したことによりブランドが蒙った信用の毀損額を100万円、弁護士費用として26万円を認めました。

控訴審判決の要旨〔棄却〕

知財高裁令二（ネ）一〇〇四〇、令二・一二・一七判決

参照条文 商標法三十八条二項・三十九条・四十六条一項一号、不正競争防止法四条・五条二項、特許法一〇四条の三代項

原審判決に対して被告が控訴しましたが、控訴審は控訴を棄却しました。